

どのようにして、学校運営協議会 を運営するの？

学校と地域と一緒に「どのような子どもを育てたいのか。」「どのような学校、地域を作っていきたいか。」というビジョンを共有することが大切です。

そして、「そのためにどうしていくのか。」「何ができるのか。」を考え、学校と保護者と地域が協力し合って、それぞれが教育の重要な担い手、子どもを育てる当事者として、共に取組を進めていくことが重要です。

子どもの学びや成長を軸にしてお互いを理解し合い、地域と学校がパートナーとして歩むために・・・

- ⇒学校のことを知ろう。
- ⇒学校と地域が、お互いの情報を共有しよう。
- ⇒向かうところを合わせよう。



ビジョンの共有

学校は校長の経営方針（ビジョン：どのような子どもを育てたいか。どのような学校を作りたいのか。）を情報発信し、学校運営協議会委員はそのビジョンに基づいて、学校とともに取組を進めます。

学校を知るための取組

学校は学校運営協議会委員等の理解を進めるために、学校公開や学校行事の他、様々な機会に学校を知る機会を設け、学校運営協議会委員は、学校を理解するよう努めます。

交流・情報共有の取組

交流会や熟議の場を設けるなどして、学校と学校運営協議会が一体となって学校づくりを進めます。

児童・生徒等との交流や熟議の場を設けることも考えられます。

情報発信、広報・周知の取組

教職員、保護者、地域住民に、学校と地域の連携協働がなぜ必要なのかを示していきます。

また、学校運営協議会で協議したことについて、広く情報を発信していきます。

みんなで創ろう

日の出町の学校

日の出町コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が始まります。

子どもたちのしあわせづくりのために、共に学び、支え合い、地域のみんなで日の出町の学校を創ります。



日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

日の出町教育委員会

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）って何だろう？

地域住民が、学校といっしょに学校の運営について考える「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと言います。

校長が考える学校運営の方針やビジョンの説明を受けて、地域住民等で構成されている「学校運営協議会」が、合議体としての責任と権限のもとに、その方針を承認するとともに、意見を出し合い、共に考え、協力し合いながら、学校のパートナー、伴走者、応援団として、その実現に向けて取組を進めていきます。

コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づいて設置されるものです。

日の出町教育委員会では、この法律に基づき、日の出町の地域や学校の実情を踏まえ、日の出町コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の基本理念や取組の方向性について日の出町コミュニティ・スクール創設準備連絡協議会で協議を重ね、「地域と共にある学校づくり」「連携協働の学校づくり」を推進していきます。



日の出町は、
こう考えます！

～ 基本理念 ～

日の出町コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、子どもたちのしあわせづくりのために、学校運営に参画し「共に学び、支え合い、みんなで創る学校」を目指します。

～ 取組の方向性 ～

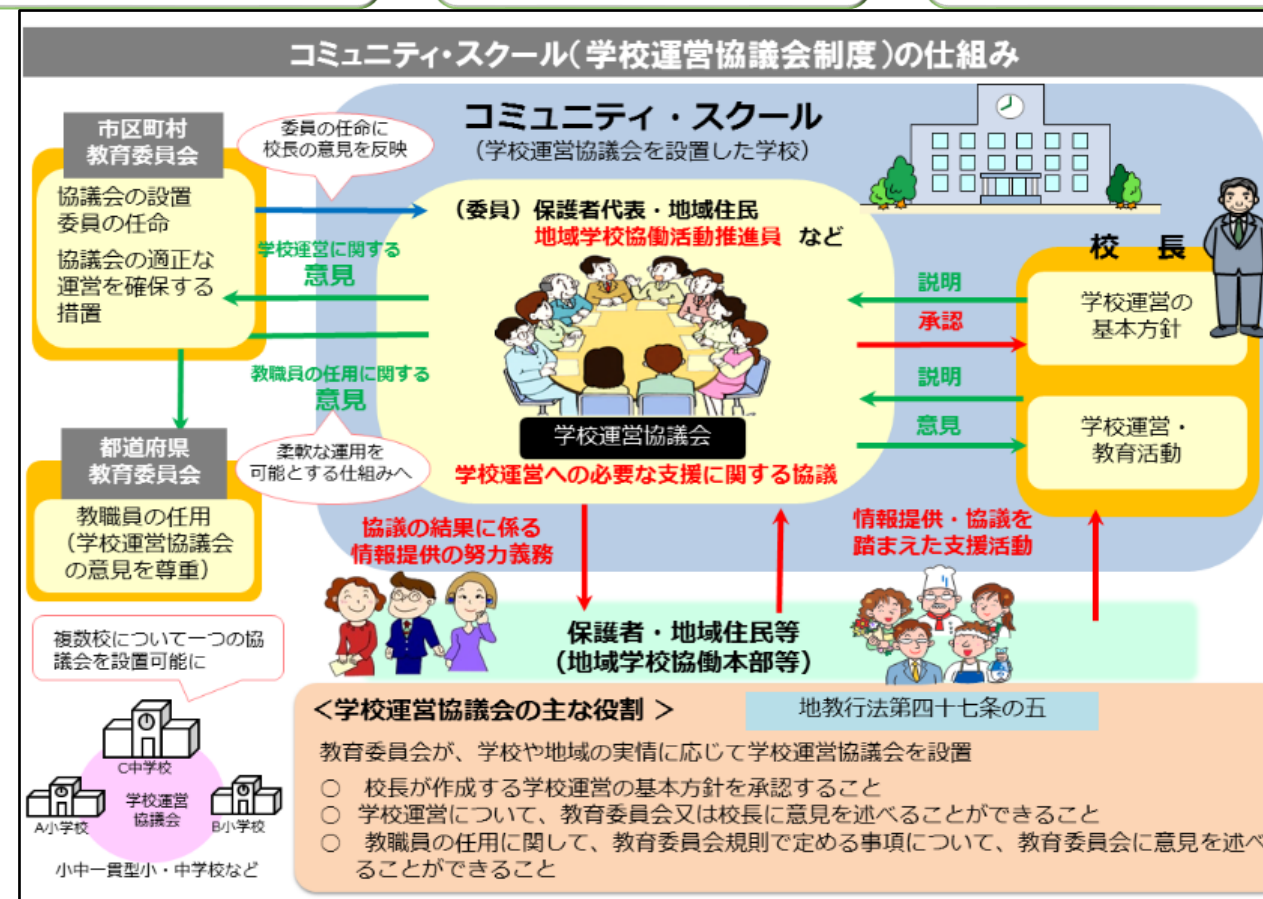
- 1 子どもの今、将来のしあわせをサポート
- 2 学校運営への参画による質の高い学校づくり
- 3 対話や熟議を通じた課題解決
- 4 学校のパートナー・伴走者・応援団としてのサポート

学校運営協議会の主な役割

教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。



文部科学省 HP「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.html

日の出町での仕組は、
こうなっています。



学校運営協議会委員の構成と任期

- 委員数 8名以内
 - ・学校推薦 6名以内
※学校管理職・教員、地域学校協働活動推進委員を含む。
 - ・学識経験者 1名
※校長が推薦する者。または、教育委員会が適当と認める者
 - ・教育委員会が適当と認める者 1名
 - ・委員の中から、委員長と委員長職務代理者を任命する。
- 任期 3年
 - ・再任を妨げない。任期途中で委員の辞退等が生じた場合、新たに任命された委員の任期は前任者の残任期間とする。

学校運営協議会委員の委嘱、処遇等

- 学校運営協議会委員は、日の出町教育委員会が委嘱する。
- 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じる。
- 委員は、非常勤の特別職とし、日の出町教育委員会は、協議会開催時に委員報酬を支払う。

学校運営協議会の主な取組（例）

- | 1 学期 | |
|------|--|
| 4 月 | ・委員長、委員長職務代理者の選出
・基本理念・取組の方向性の確認
・協議会の年間活動計画の協議
・地域学校協働活動について情報共有 |
| 7 月 | ・関係者による熟議 |

- | 2 学期 | |
|------|------------------|
| 10 月 | ・学校評価アンケートに関する協議 |
| 11 月 | ・学校評価についての点検及び評価 |

- | 3 学期 | |
|------|----------------------|
| 2 月 | ・次年度の学校経営、学校運営に関する協議 |
| 3 月 | ・教育課程の承認 |

